

第1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）からの平成19年5月8日付けの開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、平成19年5月22日付けで宮崎県病院局長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）について、本件開示請求は、権利の濫用とは認められないので、実施機関は不開示とした文書について、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

第2 審査請求の趣旨等

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件決定の取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、本件決定は次のとおり違法・不当である。

実施機関が不開示の理由として「本件開示請求を含め、一連の請求は、請求人が病院局の事務遂行能力を減殺することを目的とした害意ある請求であることは明らか」であることを掲げているが、これは、宮崎県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条では「公文書の開示義務」について「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と定めている同条各号のいずれにも該当しない。

このことは、本件開示請求以前の一連の開示請求に対して、いずれも開示等の決定がなされていることから明らかであり、また請求人には、実施機関が主張するような意図はなく、実施機関が開示請求に係る公文書が著しく大量であると主張されるところとしても、開示決定期限を延長すれば足りる。

以上のことから、今回の決定は、条例第1条に定める条例の目的から逸脱した違法な決定である。

3 不開示決定理由書等に対する意見の要旨

実施機関による不開示決定理由書等に対する意見として、請求人が意見書等で主張している内容は、おおむね次のとおり要約される。

(1) 権利の濫用の適用について

情報公開制度には、実施機関のみが情報を保有するのではなく、県民に公開することで説明責任を果たす目的がある。開示請求権は情報公開制度の根幹をなすものであり、実施機関が権利の濫用を理由に請求を拒否する場合は、開示請求による業務への著しい支障又は県民が被る不利益等を、客観的かつ具体的に示すべきである。

また、開示された公文書をもとに、自らの意見を述べるものが「権利の濫用」になるとは考えられない。まして県立富養園に対して法務局人権擁護課の現地指導が行われた事実や宮崎病院に対して労働基準監督署の立ち入り調査が行われた事実は、請求人の身勝手な主張ではないことを証明している。

さらに、請求人の行動について県職員にあるまじきものと非難しているが、たとえそれが事実であったとしても、請求人の開示請求が権利の濫用であるという理由となりえないのは明らかである。

したがって実施機関の主張は、権利の濫用という法理に沿った合理的な判断ではない。

このような「権利の濫用の濫用」が実施機関の判断で行われることになれば、「情報公開制度により情報を共有し、適正な意見を形成し、県政を監視できるようになるとともに、県政への積極的な参加もまた可能となる」という情報公開制度の意義は失われてしまう。

(2) 適正な請求について

適正な請求（第4条）は、請求者に対する努力義務規程である。

また、実施機関の主張は請求人が請求目的を「趣味」と言ったとか、威圧的な言動で実施機関の職員が心理的な負担を感じたというものであり、権利濫用の例示には当てはまらない。

(3) 害意や嫌がらせについて

実施機関は、請求人の行動を指摘し請求人の意図を推測しているだけであり、開示を求めた公文書の内容や開示の態様などの客観的根拠により「事務遂行能力の減殺」を目的としていると疎明しているものではない。

また、実施機関が害意や嫌がらせがあると主張される点については、実施機関の不誠実な対応や発言の矛盾に対して、説明責任を果たすよう理路整然と再説明を求めたり、連絡を求めているものである。

(4) 業務の支障について

実施機関は請求件数や閲覧枚数が多く労力や経費がかかると主張しているだけで、病院事業の運営に著しい支障が生じたとは疎明されていない。

また、時間外実績の電子データ、電子カルテシステムのログイン履歴のデータ整理に要した時間が全体の3分の1を占めるが、これらのデータは全て電子カルテシステムのサーバーに記録されており、適切なデータ処理により短時間で整理できたと考える。

さらに、公文書の開示に労力を要することを念頭に、一連の開示請求が開示・不開示となった場合に次の開示請求を行っており、例外的にこころの医療センターの設計協議は、基本設計が進行中であったため一定間隔で請求しているものである。

(5) 今回不開示とした文書について

所要時間や閲覧資料のほとんどは電子データの開示に関わるものであるが、請求しているのは、時間外勤務等の実績及び電子カルテシステムへのログイン履歴の電子データそのものであり、見やすいように加工する必要はない。請求人が構築や運用に携わってきた県の大型コンピュータシステム等に照らせば、比較的短時間にデータベースに移すことが可能である。

(6) 県職員・管理職の請求について

管理職であり県立病院に勤務経験のある職員だからこそ、県民に対する説明責任を果たすべき課題を把握している。県民にとっての利益・不利益は県民が判断することである。

また実施機関は、「管理職たる県職員であること」を執拗に述べているが、県職員であっても県の政策決定に対して意見をもつことは当然である。

第3 審査請求に対する実施機関の主張の要旨

実施機関が公文書不開示決定理由説明書等で説明している本件決定の理由及び請求人の主張への反論等は、おおむね次のとおり要約される。

1 不開示にした理由

本件決定に係る請求を含め、請求人による一連の請求は、条例第4条の規定による適正な請求ではなく、請求人が病院局の事務遂行能力を減殺することを目的とした害意ある請求であることは明らかである。

2 不開示理由の詳細

(1) 権利の濫用の適用について

条例第4条は、公文書の開示を請求しようとする者の責務を定めたものであるが、手引きによると、「適正な請求に努める」とは、行政執行に著しい支障を及ぼすような開示請求をむやみに行うなど、権利の濫用にあたる行為をしてはならないという趣旨である。また、その例として、「実施機関の業務の事務遂行能力を減殺させることを目的とするもの」「特定の個人を誹謗又は威圧し攻撃することを目的とするもの」のような開示請求は権利の濫用として拒否できるものと考えられるとしている。

そして処分庁は、本件開示請求をはじめ、一連の請求について条例や要綱に示す各要件を慎重に検討した結果、原処分に至ったものである。

条例が保障する県民の知る権利は最大限の尊重を受けるべきである。しかし、一個人の到底理解不能と受け取られる「権利」の行使によって、本来県民一般に振り分けられるべき公務執行の労力が著しく減殺されることとなれば、あまりに公平性を欠く公務遂行となる。その公平さを調整するのが「権利の濫用」法理であると考ええる。

(2) 適正な請求について

処分庁としては、条例の趣旨・目的を十分認識し、これまでも可能な限り情報開示に努めてきたが、改善の余地もなく、むしろ威圧的な言動を重ねてきたことから、明らかに適正な請求に反する行為であると判断した。

(3) 害意や嫌がらせについて

請求人は、多くの場合、関係した職員に対し、電話・面談により威圧的言動を執拗に繰り返し、職員は相当の心理的負担を強いられている。

また、請求人は開示された情報を用い、病院局経営管理課に電話をかけ、担当職員に威圧的・高圧的言動を用い、担当職員を自らの職場に呼び出すなど、県職員として良識のない行動をとっている。

(4) 業務の支障について

頻回かつ大量に及ぶ開示請求は、実施機関の事務遂行能力を減殺することを目的とし、極めて近接した期間あるいは同期日に請求を繰り返し、かつ執拗に行われている。これまでの開示請求（今回不開示とした分を除く）をまとめると以下のとおりである。

- ・ 開示請求 1 1 回 5 3 件

(概ね月 1 回以上、1 回あたり約 5 件)

- ・ 作業に要した時間 354 時間 (延べ 45 日)
- ・ 閲覧資料枚数 6,403 枚

病院事業の経営健全化に職員一同取り組んでいる中で、請求人のいやがらせ的な請求は、時間的、労力的、経費的、精神的に病院事業に大きなマイナスや無駄であり、それらは、納税者たる県民にとっても不利益である。

今回初めて不開示にした理由については、請求人は病院事業の支障が「疎明されていない」と主張するが、請求人の言動、行動等から請求人の真のねらいが明らかである以上、条例の趣旨は十分認識しつつも組織として対応し続けることは困難と判断したものである。

(5) 今回不開示とした文書について

今回不開示とした文書を仮に開示する場合の負担等については、次のとおりである。請求人が「適切なデータ処理を行うことでより短時間に処理できた」と主張するのであれば、請求人は具体的な方法を明らかにすべきである。

- ・ 開示請求 1 回 6 件
- ・ 作業に要する時間 386 時間 (延べ 48 日)
- ・ 閲覧資料枚数 977 枚
- ・ データの加工処理の委託費用
数百万円単位 (業者と協議が必要)

(6) 県職員・管理職の請求について

管理職たる県職員が同じ県の機関に対して頻回の開示請求を行い、個人攻撃を行うという事実からは、一連の請求が異常なものと認めざるを得ない。

病院局は県立病院の経営健全化に取り組む公営企業であり、常に収益と費用を念頭に置いて県民への医療サービスに努める必要がある。その中で 21,240 分 (354 時間) を費やし、6,403 ページの資料を作成し、その上で心理的負担までも負わせられながら管理職である同じ県職員からの開示請求に応え続けることが県民の理解を得られるとは到底思えない。仮にこのような事態が県民に知られた場合、県民は請求人と実施機関のいずれを支持するか明らかである。

第 4 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年 6月13日	諮問を受けた。
平成19年 7月17日	実施機関から「不開示決定に係る理由説明書」の提出を受けた。
平成19年 8月16日	「不開示決定に係る理由説明書」に対する請求人からの「意見書」の提出を受けた。
平成19年10月16日	諮問の審議を行った。
平成19年11月16日	実施機関から追加の「説明書」の提出を受けた。
平成19年12月18日	請求人から追加の「説明書に対する意見書」の提出を受けた。
平成20年 1月29日	諮問の審議を行った。
平成20年 3月24日	諮問の審議を行った。
平成20年 4月22日	請求人への意見及び説明の聴取、実施機関による意見陳述を行った。
平成20年 5月16日	諮問の審議を行った。
平成20年 6月30日	諮問の審議を行った。

第5 審査会の判断理由

1 本件対象公文書について

本審査請求において、請求人が取消しを求める不開示決定のなされた請求は、次の(1)のAないしCの6件の開示請求である。

実施機関は、請求人がこれまでに開示請求した一連の請求を踏まえて、本件開示請求が権利の濫用であると主張しているところ、これまでなされた一連の請求内容は次の(2)のとおりである。

(1) 今回不開示とした請求

- ア 県立宮崎病院4階西病棟の平成18年4月から平成19年3月までの勤務計画並びに平成18年度に同病棟に勤務していた看護師にかかる平成18年4月1日から平成19年3月31日までの、勤務日毎の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務実績及び電子カルテシステムへのログイン履歴の個人別電子データ
- イ 平成19年2月1日以降の「県立宮崎病院こころの医療センター整備事業基本・実施設計委託事業」に基づく設計協議の記録、その他同センターの整備に関するすべての記録
- ウ 平成19年2月1日以降に行われた県立富養園に関する県職員労働組合及び病院局労働組合との交渉、折衝等の記録
- エ 県立宮崎病院こころの医療センター施設整備基本計画の第7に示された「精神科デイケア・外来を実施するクリニック等の確保」及び「富養園跡地の活用」に関する折衝等の記録
- オ 電子カルテシステムで作成した宮崎県立病院事業にかかる平成18年度決算の病院別、診療科別収支及び分析資料
- カ 電子カルテシステムで作成した宮崎県立病院事業にかかる平成19年度上半期の病院別、診療科別収支及び分析資料

(2) これまでなされた一連の請求内容

- ア 富養園における「ハーティースポーター委員会」（以下「ハーティースポーター制度」という。）廃止に関する文書
 - ・ ハーティースポーター制度の廃止に関する協議資料
 - ・ デイケア業務日誌、小児科病棟カンファレンスノート等
 - ・ 患者への人権侵害・重大事故等に関する記録
- イ 宮崎病院における実務研修に関する文書
 - ・ 富養園看護師を対象とした一般科研修に関する看護師の選定経過
 - ・ 研修部署の決定経過・研修指導記録・研修報告等すべての文書
- ウ 宮崎病院における「こころの医療センター」整備計画に関する文書
 - ・ 「こころの医療センター」整備基本計画の素案から検討案及び計画が変更されるに至るまでの経緯における関係文書
 - ・ 各病院毎の月別収支・診療科別収支・その分析資料等
- エ 宮崎病院における時間外勤務手当に関する文書
 - ・ 宮崎病院における看護師等の1か月の時間外勤務・休日勤務・宿日直勤務実績の電子データ
 - ・ 上記同期間の看護師等の電子カルテシステムへのログイン履歴の電

子データ

2 基本的な考え方について

(1) 条例第4条の意義について

条例第4条本文は、「この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。」と規定する。

これは、この条例に基づき公文書の開示を請求しようとする者及び公文書の開示を受けた者の責務を定めたものである。

すなわち、公文書開示請求権は何人にも認められた権利であり、実施機関はそれに対し応答する義務を有するが、当該請求が公文書開示制度の目的及び趣旨に照らし、これに反すると判断される場合には、当該開示請求権の行使は認められない場合もあり得るものと解される。

(2) 公文書開示請求における権利の濫用法理の適用の可否について

権利の濫用とは、「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利本来の目的、内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」をいうが、条例において、公文書開示請求権に関し権利の濫用を定める特別の規定は設けられていない。

しかしながら、当審査会としては、公文書開示請求権について、法の一般原則である権利濫用の法理の適用が排除されるものではなく、その適用があるものと解するところであり、この点は上記(1)の趣旨にも符合するものとする。

(3) そして、どのような場合に権利の濫用に当たるかについては、一般的な権利濫用の場合の要件、すなわち、外形的には権利の行使にあたるとしても、当該権利の意義、目的に照らし、その動機、意図が不合理で相手を困惑させるためのものであるとか、加害目的（本件においては、実施機関の事務遂行に支障を与える意図等の害意）によるものであるとか、その目的が相当でなく権利の社会性に反することや、権利行使によって当該行使者の受ける利益と相手方の被る不利益の程度の比較衡量など、これらの事情を総合的に考慮して判断すべきものである。

特に、公文書開示請求権は私法上の権利とは異なり、市民、県民等一般

市民の知る権利として定められた公共の利益に関わる公法上の権利であるから、公文書開示制度の有する制度的、社会的意義及び目的に照らし、その権利行使が実施機関である行政側としての県に及ぼす影響、特に行政事務遂行に対する支障の程度などを総合的に考慮して、慎重な判断を要するものとする。

当審査会としては、上記の基本的立場にたつて権利の濫用にあたるか否かを判断するものである。

(4) なお、請求人は、当審査会は、請求人の行動の是非を審査する場ではない旨述べ、その目的は問うべきでない旨主張する。

確かに、開示請求権は、本来、文字どおり開示を求めることができる権利であつて、その目的を問うものではないので、公文書開示に関する審査請求等の手続においても、一般的には、開示を求める理由や動機が問題とされることはないといえる。

しかし、本件は、実施機関より権利の濫用との主張がされているのであり、権利の濫用にあたるか否かを判断するについては、上記のとおり制度目的等のほか、請求人の目的、動機など主観的要素を含めた請求行為を全体的に評価、検討する必要があるものである。

3 判断

よつて検討するに、実施機関は、請求人が行ったこれまでの一連の開示請求を主要な根拠として、本件開示請求が権利の濫用にあたる旨主張している。

そこで、請求人がこれまでに開示を求めた文書について、個別的にその開示請求の態様、目的等を検討し、その上で、それら一連の開示請求を総合的に検討して、本件開示請求が権利の濫用に当たるかどうかについて、順次判断していくこととする。

まず、請求人がこれまでに行った開示請求の目的について考えるに、

(1) 富養園におけるハーティサポーター制度廃止に起因して開示を求めるに至った関係文書の開示請求について

請求人が開示を求めるに至った動機は、制度の廃止理由を知ることによって端を発しているのであつて、これは不合理な目的ということとはできないし、前記の事実を考慮しても、実施機関が主張するような報復的な意図による「意趣返し」とは認め難いものである。

また、請求人が制度の廃止に反対意見を持ち、存続を求めたり、意見表明することは、問題として当否を問うことはできない性質のものであることを考えると、前認定程度の言動を持って、受忍すべき範囲を逸脱したものとまではいえない。

次に、本開示請求によって実施機関が受ける不利益の程度について考えるに、本開示に関わる所要時間は相当な時間を要したことが認められ、これまでなされた一連の開示請求全体の中でも、その相当程度を占めるものである。

しかしながら、実施機関において、現に開示したものであるし、開示請求権の制度的意義、目的に照らし、実施機関として、開示請求権の権利行使を否定すべきほどの著しい事務に対する支障があったことは認められない。

(2) 宮崎病院における実務研修に関する文書の開示請求について

本開示請求にかかる文書は、主任看護師Aを宮崎病院における研修に参加させた経緯に関するものであるが、その開示請求は宮崎病院における研修が終了して約1年を経過してなされたものであるから、実施機関として、理解に苦しむ請求であると主張する点は領けないではない。

しかし、本開示請求部分が、実施機関に対し嫌がらせ等の害意に出たものともいえないし、制度目的を逸脱したものともいえない。さらに、実施機関として、本開示請求により事務遂行に対する格別の影響があったとも認められない。

(3) 宮崎病院における「こころの医療センター」整備計画関係文書

請求人は、こころの医療センター整備計画が当初の計画から縮小されているとして、その計画の変更の経緯、理由等を知る目的で開示請求をしたものといえる。

この点、実施機関が主張するように、請求人において、自己の思いが通じないことによる感情的な動機がないともいえないが、それを持って動機が不合理とか、害意によるものであるとは認められない。

なお、実施機関は、この開示の過程において、請求人が「趣味だから」と発言したことを害意の表れと主張する。確かに、開示請求の目的を述べる必要がないからと言っても、請求人の言葉は、管理職たる地位にあるものとして一方で明示または黙示に自己の地位を利用しているのであるから、その応答として不誠実であると言うことはできる。しかし、この発言を害

意の表れとして過大に取り上げることは相当とはいえない。

また、この関係の開示請求に対して実施機関の要した時間は、一連の開示請求全体のなかで、ハーティサポーター制度関係の開示請求に次いで大きな部分を占めるが、いまだ開示請求権の権利行使を否定すべきほどの著しい事務に対する支障があったとまでは認められない。

(4) 宮崎病院における時間外勤務手当に関する文書

請求人の本開示請求に至る直接の契機は、請求人の〇〇に対する怒りなどの感情的発露がその根本にあるといわざるを得ないのであり、そのような心情のもとにおいて、〇〇の勤務状況を知ろうとし、さらに進んで看護師らに対する時間外手当の不払いがあるものと決め付け、看護師全員を対象として、時間外手当不払いの証拠となるべき資料を探すために、本開示請求に至っていると認められる。

このような特定の個人を攻撃する目的で、いわば、何かないかと、あら探しをするような開示請求は、開示制度の本来の目的に沿うものとはいえず、不適切と評さざるを得ないものである。

この開示請求に関する請求人の行為は、動機としても不相当な点があり、しかも県職員として指導すべき立場の管理職たる地位にあるものの関与の仕方として、あまりに一方に偏し、著しく公平さを欠いているものといわざるを得ない。

そこで進んで、本開示請求部分によって実施機関が受けた事務遂行に対する影響について検討するに、その開示資料の作成は、宮崎病院におけるコンピューターシステムの保守管理等をしている業者に依頼して作成させたのであるから、実施機関としての事務にはあまり影響がなかったものと認められる。

(5) 不開示となった今回の開示請求について

① 今回不開示となった文書は、以下のものであるが、aの文書は電子データであるが、上記(2)のエ、bの既の開示したログイン履歴が1か月間のものであったところ、その後の1年間のログイン履歴の開示を求めるものである。したがって、請求人の目的としては、前記の開示請求と同じといえる。

a 県立宮崎病院4階西病棟の平成18年4月から平成19年3月までの勤務計画並びに平成18年度に同病棟に勤務していた看護師にかかる平成18年4月1日から平成19年3月31日までの、勤務日毎の

時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務実績及び電子カルテシステムへのログイン履歴の個人別電子データ

- b 平成19年2月1日以降の「県立宮崎病院こころの医療センター整備事業基本・実施設計委託事業」に基づく設計協議の記録、その他同センターの整備に関するすべての記録

なお、本件開示請求について、実施機関は、これを開示するとした場合、当初は、以下のとおりの時間等を要すると主張していた。

作業に要する時間 386時間（延べ48日）

閲覧資料枚数 977枚

データの加工処理の委託費用

数百万円単位（業者と協議が必要）

上記のうち、不開示となった文書のうち、特に開示に時間等を要するものは、上記aのログイン記録といえる。

これによると、本件文書を開示するためには、一応、作業時間など相当過大な時間を要するものといえることができる。これに反する請求人の主張、すなわち、簡便に処理、作成できるという主張は採用できない。

なお、経費も膨大であるが、経費は請求人の負担しなければならないものであるから、問題としない。

- ② ところで、ログイン履歴について、特に時間を要するのは、前認定のとおり、開示を求められている電子データの性質にあり、電子カルテシステムが、通常の手続きでログイン記録を閲覧できるプログラムになっていないことによる。このため、当初の主張では、上記時間等は、専門家である業者によるデータ処理により電子カルテシステムからログイン記録を取り出す作業が必要であり、既の開示した1か月間のログイン記録データの処理に当たり、作成を依頼した業者に算出してもらったとされている。

しかし、当審査会の審理においては、確かに職員が同システムからデータの抽出を行うことは不可能であり、業者に委託することが必要となるが、業者委託に際しては、当初の主張ほどの時間を要するものでもないことが明らかとなっている。また、経費も当初の主張ほど多額を要しない見込みとなっているが、この点、上記のとおり、請求人が負担すべきものであるから、問題としない。

そうすると、開示のための作業としてある程度相当な時間を要するものであるが、業者に委託する方法によらないとできないものであるから、作業として要する時間は、結局のところ、業者が要する時間となり、実施機関における事務量として過大な時間を要するものではなく、事務遂行に多大な影響を与えるものとは認められない。

- ③ 今回不開示となった本件開示請求における上記以外の文書については、特に過大な時間を要し、実施機関に著しい事務遂行上の障害となるとは認められない。

(6) その他全体的事情等

- ① 以上述べたほか、実施機関は、次のとおり主張するので補足して検討する。

i 請求人は、これまでの一連の開示請求及び今回不開示となった開示請求は、極めて近接した期間あるいは同期日に請求を繰り返し、かつ執拗に行なっているものであり、実施機関の事務遂行能力を減殺することを目的としてなされたものである旨主張する。

ii 実施機関は、請求人は県の職員で管理職の地位にあり、〇〇であることを再三にわたって強調し、職員より多くの知識・経験を有していることを示し、職員の説明を受け入れず、既に病院事業と何ら関わりのない部署に異動していながら、異動先から様々な手段を用いて職員に圧力をかけ続けるなど、管理職という立場を顧みることなく、しかも県の方針・決定に反する行為を平然と行っている旨主張する。

- ② そこで検討するに、iの点は、個別の請求において検討したとおりであるが、確かに近接した日時に多数の請求を繰り返しているとは明らかといえる。

そして、既に検討したとおり、請求人が開示請求に至った動機、心情において、理解に苦しむものもあることは必ずしも否定できず、特に、前述の時間外手当に関するログイン記録の開示請求については問題があるといえる。

したがって、このような問題がある場合で、かつ事務遂行に重大な支障が生じることが明白な場合には、権利の濫用として開示請求を否定すべき場合もあり得るといえる。しかし、請求人の開示請求を全体的にみると、必ずしも不相当な意思、目的によるものともいえない。そして、それらの開示によって、実施機関の事務に重大な支障があったとも認められない。1件の開示請求としては特に時間を要したログイン記録につ

いては、前述したとおり業者への依頼によっているので、実施機関としては特に大きな業務への支障があったことは認められない。

- ③ 次に ii の点について、開示請求をなすことができる主体に制限はなく、県職員であるからといって制限を受けるものではない。

しかしながら、公務員たる県職員としては、社会全体の奉仕者として公正に職務を執行する責任があり、職務の遂行に当たり、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務があるものであり、さらに公務員として職務に専念する義務、職員の不名誉となるような信用を失墜させる行為をしないことなどの、公務員としての義務があるものである。

そして、請求人が開示請求をするに至る原因となった事柄は、県あるいは県の機関において検討され決定された県の施策といえる性質のものである。もとより、それらの施策について、県の職員であってもそれぞれの意見を持つことや、その意見を表明することなどは妨げられるものではないが、県の職員で管理職たる地位にあるのであれば、県の施策として基本的には尊重すべきものである。

このような公務員としての特別な地位に鑑みれば、請求人の場合を一般の県民市民と同一に論じることはできないものというべきである。

したがって、請求人が県職員でかつ管理職にあるものという地位は、権利の濫用の一つの判断要素として検討すべき事情にあたると思われる。

(7) 結論

以上を総合して、請求人の本件開示請求が権利の濫用にあたるかについて判断する。

ア まず、本件開示請求に至るこれまでの一連の開示請求において、請求人の動機、目的として、一部につき、相当性に疑問のある点を指摘することはできる。また、あまりに自己の信念にこだわり、あるいは一方に偏し、これらにより適切を欠く言動があったことも指摘できるところであり、これに請求人が県の職員で管理職の地位にあることを考慮すると、なおのこと強く指摘できるところである。

そして、本件開示請求は、それらの一連の請求の延長であるから、同様の動機、目的によるものと言うことができる。

しかしながら、いまだこれを持って、社会的に許されないような不相当な動機に基づくもので、その目的が一定の情報を得ることではなく、

もっぱら実施機関の事務遂行能力に著しい支障を与える意図の元になされたとまでは認めがたい。

イ そして、これまでの一連の開示請求に対しては、現に開示されてきたものであって、これにより、事務量が増えたことは否定できないが、宮崎病院における事務へ格別の影響があったとか、現実に障害が発生したなどの、実施機関として受けた著しい不利益な事実は、明らかではない。

そして、本件開示請求については、事務遂行への格別の支障があるとは認められないのである。

ウ したがって、当審査会として、これらの事情を総合して、本件開示請求が特に権利の濫用として否定することはできないものと判断するものである。以上の次第で、開示すべきものと判断するが、既に述べたとおり、その開示にあたっては、業者に依頼する必要性から相当程度の費用が発生し、これを請求人が負担しなければならないから、実際の開示にあたっては、実施機関と協議のもと開示作業を進めることが必要である。

エ よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。